

獣医療の向上を目指した愛玩動物看護師の国家資格化

— 愛玩動物看護師法の制定 —

藤本 理恵

(環境委員会調査室)

《要旨》

現在、全国で約2万人の動物看護師が主に動物病院に勤務し、幅広く活躍している。動物看護師は民間主体による統一認定資格があるものの、資格や業務について定める法律がないことから、動物看護師の技術・知識の高位平準化、資格制度の見直し、就業環境の整備が獣医療界における課題となっていた。第198回国会（常会）の令和元年6月に愛玩動物看護師法が制定され、動物看護師は「愛玩動物看護師」の名称のもと、国家資格化されることとなった。

第1回愛玩動物看護師国家試験は、令和5年末までに行われる予定であるが、国家試験の受験に必要なカリキュラムの整備、国家試験実施体制の構築、愛玩動物看護師が行う診療の補助にあたる行為の具体的内容、診療の補助に際して獣医師の指示を担保する方策など、所管省庁である環境省と農林水産省において検討しなければならない事項は多い。公平かつ確実な国家試験の実施が望まれるとともに、国家資格化を契機に愛玩動物看護師の処遇改善と社会的地位の向上が期待されている。

1. はじめに¹

現在、我が国には11,000を超える動物病院があり、およそ2万人の動物看護師²が働いているといわれている。従来、動物看護については各教育・養成機関がそれぞれの基準で資格認定を行い、動物看護に係る複数の資格が混在していたが、平成25年より民間主体で共通のカリキュラムが整備され、資格が統一化されるようになった。動物病院においては、幅広く実務を担う動物看護師がなくてはならない存在として既に定着している一方で、そ

¹ 本稿は、令和元年12月2日時点における情報に基づき執筆されたものである。本文及び脚注のURLの最終アクセス日は、令和元年12月2日である。

² 大学や専門学校で動物看護学を学び、民間の統一認定資格を取得して動物病院に勤めるのが一般的であるが、資格を持たない者が動物看護師として動物の看護等を行うことも現状では可能である。

の資格や業務について定める法律がないことから、動物看護師の技術的水準の確保やその業務を十分に果たすことのできる環境の整備が喫緊の課題となっていた。そのような中で、各方面から動物看護師の国家資格化を求める声が高まり、第198回国会（常会）の令和元年6月、議員立法により愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）が制定され、令和5年12月までに第1回目の愛玩動物看護師国家試験が行われる見込みとなった。本稿では、動物看護師をめぐる状況、愛玩動物看護師法案（以下「本法律案」という。）の提出に至る経緯、本法律案の概要及び主な国会論議を紹介した上で、国家資格化に向けた課題について述べることにしたい。

2. 動物看護師をめぐる状況

（1）動物看護師とは

動物看護師の主な仕事は、動物の診察や手術などを行う獣医師をサポートすることであり、その業務は多岐にわたる。動物病院の規模や形態によって様々であるものの、おおむね以下の4つに分けられる。

■診察に関わること

- 動物の保定（診察時、動物が動かないように押さえておくこと）
- 器具の準備、消毒、片付け
- 入院動物のケアや健康管理
- 体温や脈拍の測定、血液検査や尿検査などの検査
- 病状や治療内容、検査結果について飼い主へ説明
- 手術の際に獣医師の助手を務める
- カルテの管理

■薬剤に関すること

- 病院内に保管している薬の管理や製薬会社への注文
- 獣医師が処方、調合した薬を確認し、飼い主に説明して渡す

■病院事務に関すること

- 受付窓口での対応
- 会計業務
- 電話やメールでの問い合わせ対応

■その他

- 病院内の清掃、消毒
- 診察に使用するタオルや手術用の滅菌布などの洗濯、管理
- 患者や飼い主がリラックスできるための環境づくり

（出所）Career Garden ホームページ「動物看護師の仕事内容」〈<https://careergarden.jp/doubutsukangoshi/work/>〉より作成

かつては、動物病院の多くは獣医師1人だけで運営され、家族がその手伝いにあたるケースが大半であった。高度経済成長期のペットブームを背景に、家庭で犬や猫などを飼うことが増えるにつれ、動物病院においては、獣医師の助手を務め、受付などの対応をする女性がみられるようになり、動物病院で仕事をする女性のための教育機関が増えていったことが、動物看護師と動物看護教育の始まりであるとされている。動物看護に関する教育・養成機関が首都圏を中心として全国的に増えていく中、動物看護職の資格は複数の民間団体から認定されるようになっていった（図表1参照）。

図表 1 動物看護に係る主な民間資格

資格名称	発行団体	開始年
Animal Health Technician (AHT) (動物衛生看護師)	非営利活動法人 日本動物衛生看護師協会	1981年
動物看護師	一般社団法人 日本小動物獣医師会	1989年
動物看護士	全日本獣医師協同組合	1996年
VT (Veterinary Technician) 1～3級	公益社団法人 動物病院協会	2000年
動物看護士 (Animal Nurse)	日本動物看護学会	2003年

(出所) 山川伊津子「動物看護の歴史－イギリス・アメリカ・日本の比較－」『生物科学』69巻2号(2018.2)より作成

現在、国内における犬・猫の飼育頭数は、合計で約1,855万2千頭(犬:890万3千頭、猫:964万9千頭)と推計されており³、15歳未満の子どもの数より多い⁴。伴侶動物という言葉が示すように、ペットが家族の一員としてかけがえのない存在として扱われることも多く、また、獣医療技術の発展や室内飼いの増加等に伴い、ペットは長寿命化・高齢化の傾向にある。

そのような中で、人に対する医療と同様に、獣医療についても、獣医師と他の獣医療従事者が連携するチーム獣医療体制を構築し、獣医療の質を向上させることが求められている。すなわち、人の医療の場合は、医師を中心に、看護師、薬剤師、診療放射線技師、管理栄養士、作業療法士など、それぞれの資格を有する専門職の医療従事者によって、チーム体制を組んで医療行為が行われている。しかし獣医療の現状をみると、獣医師以外の公的な資格は認められておらず、さらに獣医師法(昭和24年法律第186号)において獣医師以外の者が診療行為に携わることが禁止されているため、獣医師とその他の獣医療専門職のチームによる獣医療は行われていない。各動物病院において、獣医師の補助的業務を担う動物看護師が、獣医師法に抵触しない範囲において、獣医師が行う診療の手伝いのほか、入院動物の飼育管理、窓口業務等に従事しているが、その就業環境は未整備で、社会的な認知度も十分には高まっていないといわれている。そのため、動物看護師の技術・知識の高位平準化、資格制度の見直し、就業環境の整備が獣医療界における課題となっていた。

(2) 動物看護師資格(民間資格)の統一化

前述したように、動物看護教育が始まって以来、各教育・養成機関による教育内容は異なり、それぞれ独自のカリキュラムが編成されてきた。動物看護職の資格についても、それぞれの基準で資格認定が行われてきたところである。

平成21年4月には、動物医療レベルの向上等を図るため、動物看護師の職能団体として一般社団法人日本動物看護職協会⁵が設立された。また、同年、日本獣医師会に動物看護職制度在り方検討委員会が設置され、平成23年1月には、チーム獣医療提供体制整備のための専門職としての獣医療従事者の位置付けとその身分の公的資格化について、関係者によ

³ 一般社団法人ペットフード協会「平成30年全国犬猫飼育実態調査」

⁴ 15歳未満の人数は平成31年4月1日現在で約1,533万人(総務省人口推計)。

⁵ 同協会では、「動物看護者の倫理綱領」(平成21年12月制定、平成27年3月変更承認)や「動物看護者の業務指針」(平成24年4月)を公表している。

る基本合意が得られた。これを踏まえ、動物看護師の教育、知識・技術の高位平準化を目的に、平成 23 年、全国統一試験と試験に基づく資格認定の統一実施を担う機関として、動物看護師統一認定機構が設立された。これまで動物看護職認定を行ってきた民間主要 5 団体⁶が共同して統一試験を作成し、平成 25 年春には第 1 回目の動物看護師統一認定試験が実施された。

平成 27 年までの 3 年間の移行期間を経て、現行の動物看護師統一認定試験の受験資格は、「動物看護師統一認定機構が推奨したコアカリキュラムに基づく「動物看護学」を教育する学科あるいはコースを有する専修学校専門課程⁷あるいは大学において、認定動物看護師になるのに必要単位数又は必要時間数を正規課程で修めた者（当該年度末までに修める見込みの者を含む）」となっている⁸。現在、コアカリキュラムを履修することのできる教育機関は 4 年制大学が 8 校、専修学校が 68 校である。試験は年に一度、全国 8 都市 9 会場で実施され、合格者は登録により認定動物看護師資格を取得することができる。直近の平成 30 年度試験では、受験者 2,333 名に対し合格者は 2,017 名であり、合格率は 86.5%であった。令和元年 11 月 1 日現在、認定動物看護師の登録数は 23,295 人となっている。

このように動物看護師の資格が一本化されたとはいえ、あくまで民間資格であり、かつ、動物看護師としての資格や経験を有していなくても、動物病院に動物看護師として勤務することは現状では可能となっている。なお、動物看護師はその 9 割以上が女性であり、20 代と 30 代で 9 割を占め、勤続年数 5 年以下が 6 割を占めるという調査結果が公表されている⁹。その背景には体力的な問題、給与や時間を含む勤務体制の問題などがあることが考えられるが、いずれにしても長期の継続的な勤務が難しい状況にあり、経験を重ねた動物看護師が育たないことが指摘されている。

（3）政府における検討等

一方、政府においては、平成 17 年、日本獣医師会の要請を受け、農林水産省に小動物獣医療に関する検討会が設置され、獣医療補助者に関する検討が行われた。同年 7 月に取りまとめられた報告書では、獣医療補助者の公的資格化について、獣医療補助者の行うことができる業務範囲が明確化されていないことなどから「現状では困難」としながらも、「将来に向けて獣医療補助者の社会的身分を確立するためには、獣医療補助者の各団体ならびに獣医師団体等が中心となって、教育と資格認定基準の平準化に向けた取り組みに着手すべきである」との提言がなされた。

平成 22 年 8 月、農林水産省は、2020 年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」¹⁰を公表した。同基本方針においては、高度な獣医療の提供に

⁶ 日本動物衛生看護師協会、日本小動物獣医師会、全日本獣医師協同組合、日本動物病院福祉協会、日本動物看護学会

⁷ 一般的には専門学校と称されている（学校教育法第 126 条第 2 項）。

⁸ その他、動物看護師統一認定機構の受験資格審査により個別に認められた者も含まれる。

⁹ 山川伊津子・若尾義人・川添敏弘「専門職に向けての動物看護師－業務調査から見る動物看護師の意識－」『Veterinary Nursing』22 巻 2 号（2018.3）27 頁～34 頁

¹⁰ 獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき策定されるものである。

対する社会的ニーズの高まりの中で、「小動物分野、産業動物分野等の獣医療の現場において、獣医師による高度かつ多様な診療技術の提供が求められており、このためには、獣医師と、動物看護職、検査技師、家畜人工授精師、削蹄師、装蹄師等の獣医療に携わる他分野専門職との連携の必要性が高まってきている。このような中で、動物看護職については、専門教育のレベルが必ずしも一定の水準以上ではなく、また、地位や身分、処遇についても不安定であるといった課題が指摘されている」とされた。そして、小動物分野における獣医療の基本的な方向性として「小動物診療におけるチーム獣医療提供体制の整備を図っていくためには、動物看護職の地位や身分の確立が必要である。このため、まず、将来的な統一資格化に向け、獣医師が組織する団体、関係団体等が中心となって、動物看護職に必要な技能・知識を高位平準化するための検討の促進を図る」とされ、動物看護職の統一資格化に向けた検討が基本方針に盛り込まれた。さらに国会においても、平成 23 年には衆議院農林水産委員会における家畜伝染病予防法¹¹改正時の附帯決議において「獣医師以外の獣医療に従事する者の資格（動物看護師など）の制度化について検討すること」とされ、平成 24 年には参議院環境委員会における動物愛護管理法¹²改正時の附帯決議において、動物看護師の「将来的な国家資格又は免許制度の創設に向けた検討を行うこと」が盛り込まれた¹³。

（４）本法律案の起草に向けた検討

これまで述べたように、動物看護に係る教育機関、職域団体が連携して動物看護師統一認定資格制度を確立させ、政府が動物看護師の必要性について方針を示し、また、国会においては附帯決議がなされるなど、各方面において動物看護師の国家資格化に向けた動きがみられてきた。加えて、昨今における動物看護師の役割は、獣医療の向上のみならず、飼育者に対する動物の保健衛生指導や動物行動学を基礎とした適正飼育管理の普及推進を図る上で、必要不可欠なものとなっている。

一般社団法人日本動物看護職協会は平成 29 年に認定動物看護師地位向上推進協議会を立ち上げ関係団体と協議を進め、平成 30 年には同協会に動物看護師国家資格化推進委員会を設置し、動物看護師の法整備・国家資格化に向けた活動を行ってきた。また、平成 31 年 2 月には、超党派による「愛がん動物を対象とした動物看護師の国家資格化を目指す議員連盟」が設立され、動物看護師の国家資格化を目指し検討が重ねられた。

こうした動きを受け、令和元年 6 月 7 日の衆議院環境委員会において本法律案が起草され、これを委員会提出とすることが決定された。

3. 本法律案の概要

（１）目的（第 1 条）

医療技術の進歩に伴う獣医療の高度化・多様化やペットの高齢化・長寿命化が進み、人

¹¹ 昭和 26 年法律第 166 号

¹² 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）

¹³ 衆議院環境委員会においても動物の愛護及び管理の推進に関する件について同内容の決議が行われている。

における医療と同様、獣医療においても、診療現場におけるチーム獣医療の必要性が高まっている。さらに、我が国における犬・猫の飼養頭数が15歳未満の子どもの数を超えるほど多い中で、飼い主によるペットの健康管理やしつけの重要性、アニマルセラピーを始めとする動物を介した福祉や教育に係る活動への期待も寄せられており、動物看護師の果たす役割が重要になっている。

このような状況に鑑み、本法律案では、愛玩動物看護師の国家資格について定め、愛玩動物看護師の業務を明確化するとともに、名称独占を付与することで資質の向上及び業務の適正化を図り、これにより愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上、愛玩動物の適正な飼養に寄与することを目的としている。

(2) 愛玩動物看護師の定義（第2条）とその業務（第40条～第42条、附則第6条）

本法律案において、愛玩動物とは、獣医師法第17条¹⁴に規定されている飼育動物のうち、犬、猫、その他政令で定めるものと定義される（第2条第1項）。獣医師法第17条で規定されている飼育動物には産業動物¹⁵も含まれるが、本法律案の対象は家庭用のペットになり得ることが想定される動物であり、産業動物は含まれない。なお、愛玩動物として政令で定めるものとしては、オウムやインコなどの愛玩鳥が想定されている¹⁶。

また、愛玩動物看護師の主な業務は以下の3つとされている（第2条第2項）。

① 獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助

具体例：採血、投薬（経口など）、マイクロチップの挿入、カテーテルによる採尿など

② 疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の看護

③ 愛玩動物の愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援

これらのうち、現行の認定動物看護師の業務に加えて新たに愛玩動物看護師において可能となる業務は、①の診療の補助である。本法律案において、愛玩動物看護師は、獣医師法第17条の規定にかかわらず、診療の補助を行うことを業とすることができることと定められており（第40条）、これにより、①については獣医師と愛玩動物看護師のみが実施可能となるが、②と③については獣医師や愛玩動物看護師以外の者も実施可能である（図表2参照）。なお、愛玩動物看護師は、その業務を行うにあたり、獣医師との緊密な連携を図り、適正な獣医療の確保に努めなければならないとされている（第41条）。また、愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない（第42条）とされ、いわゆる名称独占について定められているが、この点については施行後6か月の経過措置が定められている（附則第6条）。そのため、現行の認定動物看護師も、法律の施行後6か月後からは認定動物看護師と名乗ることができなくなることが見込まれる¹⁷。

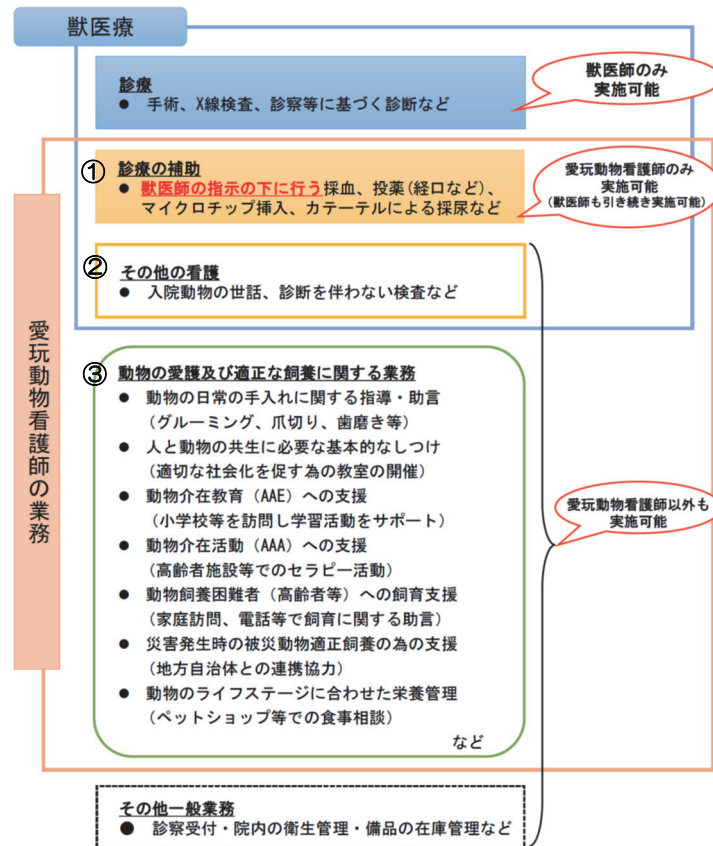
¹⁴ 獣医師法第17条：獣医師でなければ、飼育動物（牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずらその他獣医師が診療を行う必要があるものとして政令で定めるものに限る。）の診療を業務としてはならない。

¹⁵ 産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管している哺乳類及び鳥類に属する動物をいう（「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和62年総理府告示第22号））。具体的には牛、豚、馬、羊、山羊、鶏、アヒルなど、その生産物や労働力が人間にとって有用になる動物を指す。

¹⁶ 『京都新聞』（平31.4.25）

¹⁷ 「気になる内容を分かりやすくご紹介！愛玩動物看護師法」『動物看護専門誌 a s 』31 巻 9 号（2019.9）20 頁

図表 2 愛玩動物看護師の業務範囲の考え方（イメージ）



（出所）環境省ホームページ <<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/kangoshi/files/q4.pdf>>に一部加筆

（3）愛玩動物看護師国家試験（第3条、第29条～第31条、附則第2条～第3条）

愛玩動物看護師になるためには、愛玩動物看護師国家試験に合格し、免許の交付を受ける必要がある（第3条）。図表3に示すとおり、大学で指定する科目を修めて卒業した者あるいは養成所¹⁸において必要な知識・技能を修得した者と、外国の関連学校の卒業者又は外国において相当する免許を受けた者で主務大臣¹⁹が認めた者でなければ、国家試験の受験資格を得ることができない（第31条）。しかしながら、法律の施行後5年間に限っては特例措置が設けられており、動物看護に係る大学又は養成所²⁰の既卒者又は在学者については、主務大臣が指定する講習会を修了することで、国家試験の受験資格が得られる（附則第2条第1号）。また、動物看護に関して未就学の者であっても、実務経験を5年以上有する者は、主務大臣が指定する講習会を受講し、かつ、予備試験に合格することで、国家試験の受験資格を得られることとなる（附則第2条第2号、同第3条）。この実務経験としては、動物病院において動物の看護に従事した者や動物看護に関する学校において教員とし

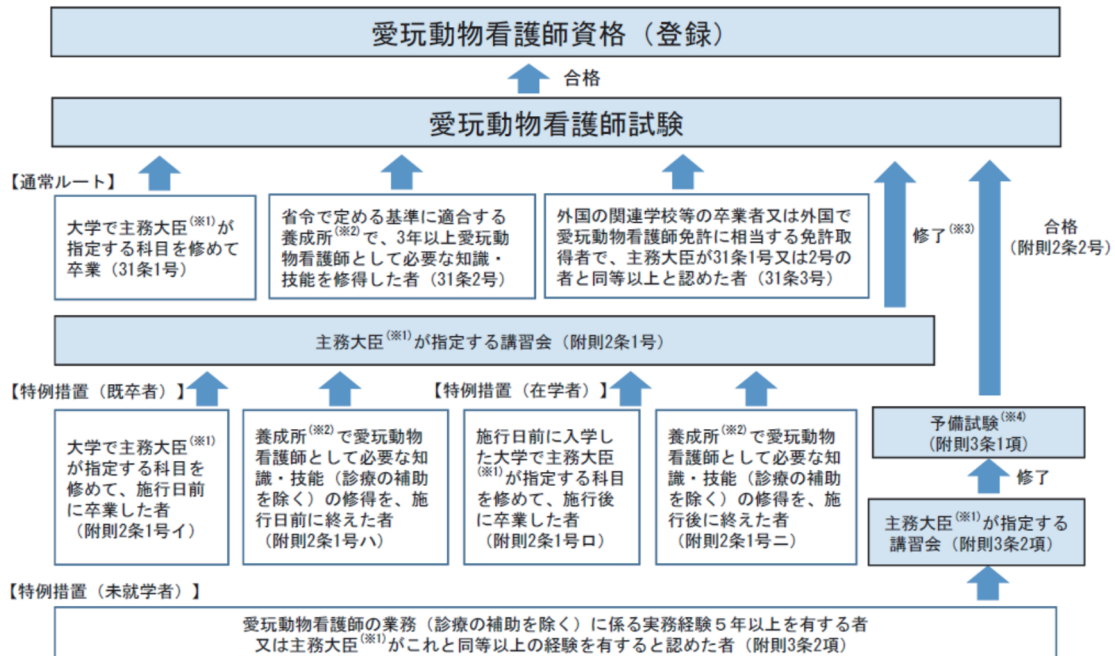
¹⁸ 本法律案には「農林水産省令・環境省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定した愛玩動物看護師養成所」と定められており、専門学校が想定される。

¹⁹ 農林水産大臣及び環境大臣

²⁰ 本法律案には「必要な知識及び技能を修得させる養成所であって都道府県が指定したもの」と定められており、専門学校が想定される。

て勤務した者などが考えられる²¹。

図表3 愛玩動物看護師の受験資格について



- ※1 農林水産大臣及び環境大臣
- ※2 都道府県知事が指定
- ※3 施行日から5年を経過する日までに修了
- ※4 施行日から5年を経過する日まで、毎年1回以上実施

（出所）環境省ホームページ <<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/kangoshi/base.pdf>>

（4）施行期日（附則第1条）

施行日は、国家試験の実施に関する事務を行うものとして指定する機関に係る一部の規定を除き、公布日²²から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。現時点において、施行スケジュールは図表4のように想定されている。

4. 本法律案の主な国会論議

本法律案は、令和元年6月7日に衆議院環境委員会で、同年6月20日に参議院環境委員会で、それぞれ質疑²³が行われ、6月21日の参議院本会議において全会一致で可決、成立した。衆議院環境委員会においては「愛玩動物看護師の制度化に関する件」について7項目からなる決議²⁴が行われ、参議院環境委員会においては本法律案に対して10項目からなる附帯決議²⁵が付された。衆参の委員会における主な論議を紹介する。

²¹ 「気になる内容を分かりやすくご紹介！愛玩動物看護師法」『動物看護専門誌 a s』31 巻 9 号（2019.9）16～18 頁

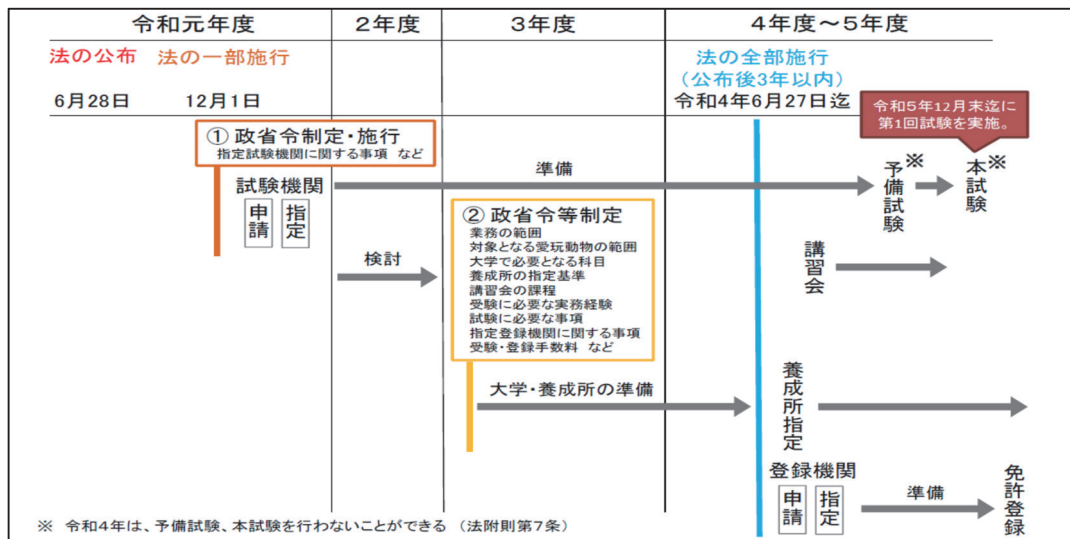
²² 令和元年6月28日

²³ 衆議院環境委員会では法律案起草に対する発言という形で行われた。

²⁴ 「愛玩動物看護師の制度化に関する件」<http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Ketsugi/kanky02D51856913331449258416002E2F58.htm>

²⁵ 「愛玩動物看護師法案に対する附帯決議」<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/198/f073_062001.pdf>

図表 4 愛玩動物看護師法の施行スケジュール（想定）



（出所）環境省ホームページ <<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/kangoshi/files/q3.pdf>>

（1）本法律案の提出に至る経緯

本法律案の提出に至る経緯について問われた。これに対し、「愛玩動物が多くのお家庭においてかけがえのない存在となっている中で、飼い主が求める獣医療は高度化し、飼い主によるしつけの徹底も求められている。これらの課題に対処していくためには、獣医師と動物看護師によるチーム獣医療体制の整備や、動物看護師によるしつけ教育等の活動の充実が必要であり、動物看護師の役割の重要性が高まっている。動物看護師については、民間主体の取組として、資格の統一化や共通カリキュラムの整備が進められてきたが、認定動物看護師の技術的水準の確保や、専門職としてその業務を十分に果たすことができる環境の整備が喫緊の課題となってきた。このような状況に鑑み、愛玩動物を対象とした動物看護師の国家資格化を目指す議員連盟が本年2月に設立され、法律制定に向けた議論を重ね、その議論の成果として本法律案の起草に至った」旨の答弁がなされた²⁶。

（2）国家資格化の意義

愛玩動物看護師の国家資格化の意義について問われた。これに対し、「高度な獣医療を実施するためには人間の医療と同様に専門の助手が必要であり、チーム獣医療体制の整備が欠かせない。しっかりとした教育を受け、国家資格を取得した動物看護師の育成が重要になる」とした上で、「国家資格の導入により、動物看護師の社会的地位が上がり、技術の向上が期待される」旨の答弁がなされた。加えて、「動物好きの若い人たちの中に新たに動物看護師になりたいという人が増え、動物医療の向上が期待されるとともに動物の福祉にも寄与するものと考えている」旨の答弁がなされた²⁷。

²⁶ 第198回国会衆議院環境委員会議録第9号2頁（令元.6.7）

²⁷ 第198回国会参議院環境委員会議録第10号2頁（令元.6.20）

（３）動物看護師の対象を愛玩動物に限定した理由

動物看護師の対象を愛玩動物に限定した理由について問われた。これに対し、「動物愛護管理法において、動物の飼い主に対しては終生飼養の努力義務が課されているものの、愛玩動物の飼い主は飼養している愛玩動物の看護等について必ずしも十分な知識、経験を有しているとは限らないため、愛玩動物の看護及び飼い主に対する助言その他の支援について、専門的知識を有する愛玩動物看護師の資格の制定が必要となる。他方、産業動物については、畜産業者が飼育に関して一定の知識、経験を有していることが多く、産業動物の看護師についての具体的な要望は現時点では上がっていない。特定動物²⁸や実験動物²⁹についても現時点では要望がないものと承知していることから、愛玩動物看護師の業務の対象は愛玩動物に限ることとした」旨の答弁がなされた³⁰。その上で、「将来的に産業動物や実験動物の現場において需要が出てくれば検討することになる」旨の答弁もなされている³¹。

（４）獣医師が行う指示の在り方

愛玩動物看護師が獣医師の指示の下に行う診療の補助について、獣医師がその場にいる必要があるのか、あるいは電話やSNS等での遠隔指導を含むのか、問われた。これに対し、「診療の補助の具体的な内容については、法施行後、政府において検討されることとなるが、看護師が医師の指示の下に行う診療の補助の範囲については厚生労働省の医政局長通知等を通じて明らかにされているところ、愛玩動物看護師が獣医師の指示の下に行う診療の補助についても同様の方法により範囲が明確にされていくと考えており、その上で、獣医師の指示が包括的なもので足りるのか具体的な指示が必要なのかについては、個々の行為の愛玩動物の身体への影響、難易度等が考慮されることを想定している」旨の答弁がなされた³²。

（５）愛玩動物看護師と従来認定動物看護師が共に働く新体制を定着させる方策

獣医療の現場において、国家資格保持者（愛玩動物看護師）と非保持者（従前の認定動物看護師など）の双方が、同じ動物病院において獣医師の業務のサポートに携わる状況が生じることにより、現場がぎくしゃくする、あるいは国家資格非保持者が排除されてしまうのではないかと懸念が示され、新制度を広く定着させる施策について問われた。これに対し、「国家資格を持たない者（従前の認定動物看護師など）については現在の業務を引き続き行うことが可能であり、新たに国家資格を取得した者（愛玩動物看護師）は従来の業務に加えて獣医師の指示の下で採血、投薬などの診療の補助業務を行うことができるこ

²⁸ 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（動物愛護管理法第26条）。トラ、タカ、ワニ、マムシなど約650種類（哺乳類、鳥類、爬虫類）がその対象になる。

²⁹ 実験等の利用に供するため、施設で飼養又は保管をしている哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設に導入するために輸送中のものを含む。）をいう（実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月28日環境省告示第88号））。医学その他の研究に用いるために飼育し、繁殖させている動物をいい、一般的には猿、犬、ウサギ、モルモットなどが挙げられる。

³⁰ 第198回国会衆議院環境委員会議録第9号2頁（令元.6.7）

³¹ 第198回国会参議院環境委員会会議録第10号2頁（令元.6.20）

³² 第198回国会参議院環境委員会会議録第10号3頁（令元.6.20）

となり、その役割の重要性も増し、現場での責任も大きくなっていく。異なる資格の保有者がそれぞれの専門性を活かして適切に役割を果たすことができるよう、国家資格保持者が担う業務を明確にするとともに、法施行までに十分に周知を行い、本制度の普及、定着に努めたい」旨の答弁がなされた³³。

(6) 愛玩動物看護師の処遇改善に向けた対策

動物看護師の処遇の悪さはたびたび指摘されており、男性の動物看護師が増えないのは待遇面が不安定で家族が安心して暮らせるだけの収入がないことが原因ではないかと指摘する声もある³⁴。このような背景を踏まえ、動物病院で勤務する動物看護師がどの程度の水準の収入を得ているかを問われたところ、農林水産省から「厚生労働省が行っている賃金構造基本統計調査の対象となっていないため、統計的に把握できていない状況にある」旨の答弁がなされた³⁵。加えて、国家資格化によりどのように処遇の向上を図っていくのか、職責を担うのに適切な処遇、職場環境を充実させる対応について環境省と農林水産省でそれぞれどのような対策を考えているのかが問われた。これに対し、環境省は、「愛玩動物看護師全体の処遇の向上に向けて、その社会的役割の周知や認知度の向上等、必要な環境整備に努めたい」旨を答弁し、農林水産省からは、「チーム獣医療において動物看護師の役割は重要であり、愛玩動物看護師の国家資格化自体が愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上に資するものと認識している」旨の答弁がなされた³⁶。

5. 国家資格化に向けた課題

動物看護師の国家資格化は関係者にとっては長年の悲願であった。今般の愛玩動物看護師法の制定により国家資格化が実現の運びとなり、動物看護の新たな時代の幕開けとなるとの期待が高まっている³⁷。しかしながら、大学及び専門学校に示す国家資格カリキュラムの整備、国家試験の内容及び実施体制の構築、講習会や予備試験など特例措置の詳細、診療の補助にあたる行為の具体的内容、診療の補助に際して獣医師の指示を担保する方策など、所管省庁である環境省と農林水産省において検討しなければならない点は多く、いかに愛玩動物看護師をめぐる制度を設計構築していくのか、今後の検討状況を注視する必要がある。特に大学や専門学校における学生の募集やカリキュラム策定の都合上、政府には前倒しで道筋を示すことが期待される。あわせて、既に動物看護師として活躍している人たちが円滑に講習会や予備試験に臨めるよう、十分な情報提供を行うべきである。加えて、愛玩動物看護師を志す者や愛玩動物の飼い主を始めとする国民全体への周知も丁寧に行っていく必要があるだろう。

国家資格化に伴う最大の懸念は、既に民間の統一認定試験に合格している認定動物看護師が、経過措置期間である5年間のうちに講習会を受講しなければ、国家試験の受験資格

³³ 第198回国会衆議院環境委員会議録第9号4頁（令元.6.7）

³⁴ 井上こみち『動物看護師になるには』（ペリかん社、2017年）95～97頁

³⁵ 第198回国会衆議院環境委員会議録第9号2頁（令元.6.7）

³⁶ 第198回国会衆議院環境委員会議録第9号2頁（令元.6.7）

³⁷ 横田淳子「「愛玩動物看護師法」成立までの道のり」『Labio 21』78号（2019.10）26頁～29頁

を得られない点であろう。5年の間にたとえば育児や介護等で講習会を受けられない事情がある場合、せっかく大学や専門学校を経て統一認定試験に合格し、認定動物看護師としてのキャリアを積み重ねていたとしても、水泡に帰してしまう。また、講習会を受講したとしても、その上で国家試験に合格しなければならず、講習会の日数や内容、受講可能都市、講習料などは今後の検討にゆだねられているものの、動物看護師として勤務を続けながら講習会を受講し、さらに国家試験の受験に備えた試験勉強をすることは、相当な負担になると思われる。制度上、認定動物看護師は国家資格を取得しなくてもこれまでの業務を継続することはできるものの、認定動物看護師と名乗ることができなくなることが見込まれるため、彼らの処遇悪化にもつながりかねない。認定動物看護師の名称を今後どうするのか、慎重な対応が待たれるところである。

また、この先、同じ動物病院に国家資格保持者（愛玩動物看護師）と国家資格非保持者（認定動物看護師など）が共に勤務する状態が生じることになり、間違っても国家資格非保持者が獣医師の診療の補助にあたる行為を行うことのないよう、動物病院で働くすべての人に法の遵守の徹底が求められる。令和元年の動物愛護管理法の改正により犬・猫についてはマイクロチップの装着が義務化された³⁸ことに伴い、今後、愛玩動物看護師の業務の増大が想定される。国として、愛玩動物看護師の適正規模を想定した上で、その人数に近づける努力も求められるだろう。さらに、愛玩動物看護師の質を確保するため、国家資格を取得し現場に出た後の研修や人材育成も重要である。有資格者として将来にわたって質の担保がなされるべきであるが、獣医師と異なり免許取得後の臨床研修については法律に規定されていない。この点についても今後必要に応じて検討が必要であろう。

6. おわりに

獣医療の向上と愛玩動物の適正な飼養に寄与する担い手として愛玩動物看護師に寄せられる期待は大きく、原田環境大臣（当時）からは、愛玩動物看護師は動物病院のみならず、ペットショップ、教育機関など、様々な場所で活躍することを期待している旨の発言もなされている³⁹。今後、愛玩動物看護師の社会的認知度が高まり、幅広く社会において活躍するために、今般の国家資格化が大きなはずみとなるであろう。

第1回愛玩動物看護師国家試験は令和5年末までに行われる見込みであるが、愛玩動物看護師を目指す者や、既に動物病院で働く者にとって、公平かつ確実な国家試験の実施を望みたい。そして国家資格化を契機に愛玩動物看護師の処遇改善と社会的地位の向上が図られることを期待したい。

（ふじもと りえ）

³⁸ 犬・猫の販売業者にはマイクロチップの装着・登録が義務付けられたが、一般の飼い主等は努力義務となっている。

³⁹ 第198回国会参議院環境委員会会議録第10号2頁（令元.6.20）